

要介護認定資料閲覧等電子申請についてのご案内

従来、兵庫県電子申請共同運営システムにて電子申請の受付をしていましたが、令和8年2月24日以降姫路市オンライン手続ポータルサイト（以下、「電子申請システム」と言います。）を利用した電子申請に運用を変更します。電子申請の利用には、事前にアカウント登録（事業者用）が必要です。

▽申請方法

	電子申請
申請方法	電子申請システム上で完結（来庁不要）
申請可能な時間	原則、24 時間対応（*）
アカウント登録	必要
複写料	無料
資料の交付方法	窓口交付（従来と同様）

* 電子申請システムのメンテナンスなどで申請できない期間が生じることがあります。

1 申請対象者

被保険者本人の介護サービス計画（ケアプラン）作成を行う居宅介護支援事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、介護保険適用施設（※1）

※1：介護保険適用施設とは、下記（i）～（iii）の施設を指します。

- （i）介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）
- （ii）認知症対応型共同生活介護適用施設
- （iii）特定施設入居者生活介護適用施設

※2：入所日が直近3か月以内の場合は、電子申請で対応できませんので紙申請をお願いします。

2 利用登録の手続方法（原則、一度限り）

（1）電子申請システムへのアカウント（事業者用）を登録

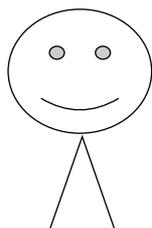
※アカウント（個人用）では申請フォームが表示されません。事業者用で登録してください。

（2）姫路市への要介護認定資料閲覧等電子申請利用登録申請（下記ア・イを紙ベースで提出）

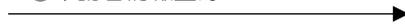
ア. 要介護認定関係資料閲覧電子申請利用登録申請書

イ. 電子申請システムの申請者情報登録内容がわかる画面を印刷したもの

▽申請者（事業所）

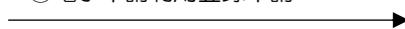


①申請者情報登録



電子申請システム

②電子申請利用登録申請



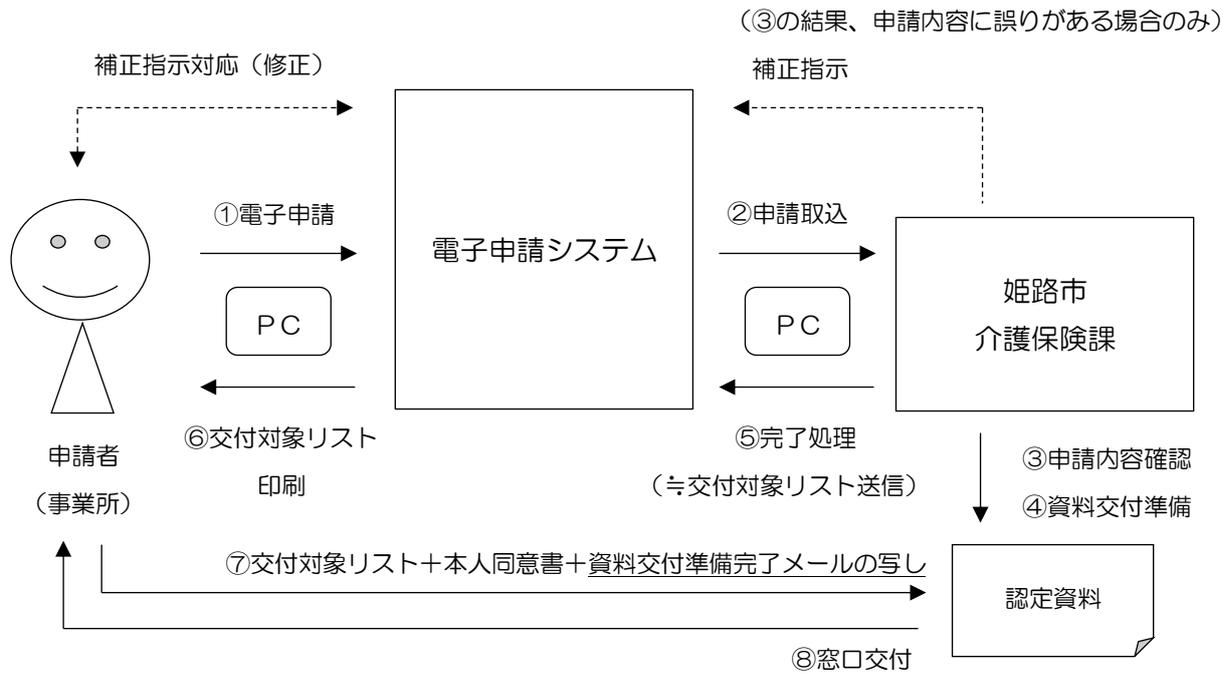
姫路市介護保険課

ア. 利用登録申請書

イ. 登録内容がわかる画面印刷

（裏面あり）

3 電子申請のイメージ(申請から交付までの流れ)



※申請の到達時、申請内容の確認完了時、交付準備完了時、補正指示のそれぞれのタイミングでメールを送信します。
※認定資料は交付対象リスト等と引き換えに交付しますので、資料交付準備完了のメール受信後、電子申請システムから交付対象リストをダウンロードしてください。

4 認定資料の交付方法等

(1) 交付の場所

姫路市役所本庁2階 介護保険課認定担当窓口

※電子申請では、原則として、郵送での認定資料の交付は行いません。

(2) 窓口交付に必要なもの

- ①交付対象リスト（資料の交付準備が終わり次第、順次送信します。）
- ②交付対象リストに記載された対象者全員分の本人同意書 ※ホームページに様式の掲載あり。
- ③交付完了メールの写し（受付番号がわかるように印刷してください。）

5 複写料

無料

※紙申請に関しては、1枚につき10円を実費徴収します。

6 問い合わせ先

姫路市役所介護保険課 認定担当〔電話：079-221-2447・2448〕